

松山市処理欄	
	住 戸
	単有・共有・共有のみ

[提出者] (申告者と異なる場合に記入)

住所

氏名  
(名称)

電話 ( ) -

令和 年 月 日

## 固定資産現所有者申告書 兼 相続人代表者指定届出書

(宛先) 松山市長

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、松山市市税賦課徴収条例第59条の2の規定により、地方税法第384条の3に規定する現所有者を次のとおり申告します。あわせて地方税法第9条の2第1項の規定による相続人代表者を次のとおり指定したので届け出ます。

申告者 (届出者)・現所有者のうち代表となる者 (相続人代表者)		松山市処理欄	
住所	〒		
フリガナ 氏名 (名称)	生年月日	年	月 日
	被相続人との関係		
個人番号 法人番号	電話番号 ( )	-	

※住所、氏名、生年月日を正確に記入した場合は、個人番号の記入を省略できます。

固定資産課税台帳に登録されている所有者 (被相続人)		松山市処理欄	
最終住所			
氏名	生年月日	年	月 日
	死亡年月日	年	月 日

代表者以外の現所有者 (相続人代表者以外の相続人)		松山市処理欄	
住所			
フリガナ 氏名 (名称)	生年月日	年	月 日
	被相続人との関係		
住所			
フリガナ 氏名 (名称)	生年月日	年	月 日
	被相続人との関係		
住所			
フリガナ 氏名 (名称)	生年月日	年	月 日
	被相続人との関係		

※記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付して下さい。

(注意事項)

- この書類により、不動産登記が行われるまでの間は、納税通知書等の固定資産税に関する書類を「現所有者のうち代表となる者(相続人代表者)」に送付します。
- この書類は、固定資産の実際の権利関係を定めるものではありません。不動産登記簿上の所有権の変更は登記所で手続きをする必要があります。また、相続税の手続きとも関係ありません。
- 相続権利者全員の同意の上でご提出ください。
- 相続権がない方は相続人代表者になれません。
- 登記等による所有権移転の場合は、口座情報の引継ぎはありませんのでご注意ください。